

A: 石綿関連の代理店で6年間勤務という事ですから、今後一般の方より、石綿関連疾患の発症はやや高いと思います。しかし全員が石綿関連疾患を発症する訳ではありません。ある造船所では一番石綿濃度の高い職場でも10%程度の方が発症し、残りの90%の方は一生発症はしていません。またお使いの製品はクリソタイル（白石綿）含有のシートやリボンであり、切断等の作業は少ないようですので今後の発症は、ほぼゼロに近いと思います。仮に発症する場合も平均が吸入後40年（早くて20年程度～60年）ですから、20代で6年間吸入した方が注意する時期は40才以降で、特に50才以降が注意する時期で、30代～40代は全く健康な方がほとんどです。残念ですが石綿疾患の発症を防ぐ有効な薬や食事があれば良いのですが、ないのが世界的な実情です。タバコは危険で喫煙されているならば是非禁煙して下さい。



311

Q: 40代の男性です。最近アスベスト、中皮腫の報道で、だんだんと気になるようになりしました。私も20代の5年間、内外壁、建材工場の製造現場で働いていました、アスベストも使用していたと思います。退職して10年以上たちますが、中皮腫で亡くなった方のニュースを見るととても不安になっています。潜伏期間が長く時限爆弾の様だとも言われていますがどの様に対処したらよいか教えてください。

A: 5年間、アスベストも使用していた建材工場で勤務されていたという事ですね。確かにご心配だと思います。居住自治体をお教え頂ければ、お近くで石綿関連疾患の診断に詳しい病院等をご紹介致します。




312

Q: 機械及びプラント設計・検査等を営んでおり、火力発電所での仕事が主でした。現場調査し記録をとり図面や書類にする仕事で、個人的に直接アスベストを取り扱ってはおりませんが、現場は配管やボイラー・タービン等の保温材に囲まれ、特に定期点検時にはそれらの埃が施設中舞っている状況でした。特にタービン部位の定期検査に追われ、建て屋内では他の多くの業者・作業者ととも暴露状態でありました。この間安全教育は行われていたが、アスベストについては一言も触れられた事がなく（むしろタブーのような状況）で、時おり見かけるアスベスト会社の作業員以外は発電所社員・常駐関連工事会社社員とも、多くの方は無

防備のままでした。テレビでアスベストの被害がニュースにされ、不安で寝れない日が続いております。

A: プラント設計という事で一般の方と比べると、今後石綿関連疾患の発症はやや高くなると思います。しかし全員が発症する訳ではなく、ある造船所では10%程度の方が発症し、残りの90%の方は発症していません。発症の平均が吸入後40年(早くて20年程度～60年)ですから、30代から40才代に吸入した方が注意する時期は、早くても50代で特に60才以降が注意する時期です。それまでは全く健康な方がほとんどです。残念ですが、石綿疾患の発症を防ぐ有効な薬や食事はあれば良いのですが、ないのが世界的な実情です。タバコは危険で、喫煙されているなら是非禁煙して下さい。今後、石綿障害予防規則Iをよく勉強して頂き、国家検定付きの(簡易マスクでなく)防塵マスクを着用する事を、お願い致します。今後の健康診断が何が適切なのかは、今後の年代に応じて変わってくると思います。必要に応じご相談下さい。

 石綿障害予防規則 <http://www.asbestos-center.jp/archive/yoboukisoku2005/index.html>
厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編、石綿ばく露歴把握のための手引—石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって—;2006:1-153
<http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18.tebiki.html>

313

Q: 夫ですが鉄骨の解体を扱う仕事を10年ほどやっておりますが、以前から石綿(アスベスト)の鉄骨を解体することたびたびあるそうです。その際に、マスク等せずに、軍手と作業着のまま仕事をしているようです。何分下請け業者で小さい会社なので、今アスベストが話題になっていながらもどの人もそのまま仕事をしています。健康診断のレントゲンでは今のところ異常はありませんが、一度病院で診察をしてもらったほうがよいのでしょうか?また、これは関係ないとは思いますが、年中風邪ではないのに変な咳をしています…。会社でそのような仕事を請けるのは専門業者ではないのに問題ではないのでしょうか?

A: ①お仕事柄、心配するのはよくわかります。但し、吸入してから病気になる期間(潜伏期)が平均で約40年あります。通常病気がでるのは40代から70代です。40才以下では、飛散防止やマスクの着用、禁煙での発病の予防が重要です。②40才以下で健康診断を受けても何も変化がないのです。40才以降に詳しく見てもらいましょう。③専門業者以外の方が、鉄骨の解体を行う事は違法です。健康上も、周囲の環境飛散の点でも極めて問題です。専門の除去業者に任せなければ危険です。

314

Q: 主人は解体業を始め20年になります。直接アスベスト製造に関わる仕事ではありませんがずっと作業し、実際アスベストのある建物等を解体した事が何度もあるようです。もっと長く働いている人でも被害はでていないし、健康診断でも異常はみられないというのですが、現在レントゲン等で撮ってわかるものなのでしょうか？現時点で異常がなければ今のところ大丈夫という事なのでしょうか？私は主人の埃だらけの作業着をずっと洗濯してきました。私もレントゲン等撮って調べた方が良いでしょうか？ その場合どこで検査をしてもらったらいいのでしょうか？

A: 解体業20年ですから、職業性石綿曝露が高いと思います。お連れ合いの洗濯も危険ですので、今後はおやめください。石綿を吸入して平均で40年間は、何も病気ができませんので、それまではレントゲン写真でも正常の人が多いです。又吸入後50年でも、半分以上の方はレントゲン写真上は正常です。先輩の被害がない職場もある訳です。ご心配なら、以下の医療機関にご夫婦で受診して下さい。

 厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編、石綿ばく露歴把握のための手引—石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって—:2006:1-153
<http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18.tebiki.html>

315

Q: 私の友人も去年までの5年間ほど「解体業」に従事しており、自ら「アスベストを吸ってしまったと思う」と自覚しています。とても小さな会社だったために指導も徹底されず、防塵マスク等の対策もいまいかげんだったようです。「今後」がとても心配になり、さまざまなサイトを見てみたものの悪性胸膜中皮腫との関連、発症後の治療や、その厳しさは書かれていても発症前の対処についての記述がみつきませんでした。自覚する症状は全くないようですが、発症前の長い時間、手をこまねいて見ているしかないのでしょうか。潜伏期であるかもしれない状態で「発症を防ぐ」、もしくは「遅らせる方法」について、今すべきことは何か教えていただければ幸いです。

A: 解体業で5年間という事ですから、今後一般の方より、石綿関連疾患の発症はやや高いと思います。しかし全員が発症する訳ではなく、ある造船所では10%程度の方が発症し、残りの90%の方は発症していません。発症の平均が吸入後40年(早くても20年程度～60年)ですから、24才から29才まで吸入した方が注意する時期は、44才以降で、特に55才以降

が注意する時期です。30代～40代は全く健康な方がほとんどです。残念ですが、石綿疾患の発症を防ぐ有効な薬や食事はあれば良いのですが、ないのが世界的な実情です。タバコは危険で、喫煙されているならば是非禁煙して下さい。

 厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編、石綿ばく露歴把握のための手引－石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって－；2006：1-153
http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18_tebiki.html



316

Q: 30代です。現在事務職で室内の仕事が多いですが、前職は現場監督として工事現場に出ていました。アスベストによる知識不足から施工最中に一瞬だけ現場に入り、職人に「発ガン性物質だから」と止められたことを覚えています。現場に携わったのは1年半～2年弱です。滞在時間は何棟も担当していたので数時間です。会社近くの現場で見回りと進行の確認、打合せを兼ねてほぼ毎日回っていましたが、吹き付けアスベストを使用した現場は1棟でした。1週間だと3日くらいの滞在です。アスベストを吹いている施工時は現場にいたのは午前中の2、3時間くらいで、昼には現場を出て帰ってきた記憶があります。

A: 吹き付け関連が1棟との事ですが、2000年頃は岩綿(ロックウール)吹き付けで石綿含有ではありません。吹き付け石綿による中皮腫や肺ガンの心配はないと思います。それ以外の石綿含有ボード等の建材の石綿粉じんを、現場監督は吸入しています。2年弱です。わずかですが、一般の方より石綿関連疾患に少しはなりやすい可能性があります。しかし、ある造船所では石綿作業を毎日8時間、20年続けた方でも10%程度の方のみ発症し、残りの90%の方は一生発症していないのです。それから比べると、極めてわずかの時間と年数ですから、今後の発症はまずご心配ない程度であると思います。



317

Q: 以前仕事で数年石綿を吸入したのですが、今は結婚もして子供も欲しいと思っているところですが、テレビで騒がれているじん肺・肺ガン等の被害を聞くと不安でたまりません。潜伏期間が人によって異なるというのもとても恐怖をあおります。少量でも必ず発症するものなのでしょうか？ 日常の食生活等で気を付けていれば大丈夫ということはないのでしょうか？

A: 発症の平均は、吸入後 40 年(早くても 20 年程度～60 年)ですから、22 才から 24 才まで石綿を吸入した方が少しでも注意する時期は早くても 42 才以降で、52 才以降は少し御注意下さい。30 代～40 代は全く健康な方がほとんどです。残念ですが、石綿疾患の発症を防ぐ有効な薬や食事はあれば良いのですが、ないのが世界的な実情です。タバコは危険で、喫煙されているならば是非禁煙して下さい。結婚も子供も、全くご心配いりません。今後、気になる時はご相談ください。



318

Q: ガソリンスタンドに数年勤務、その後電気工事をしています。屋根裏に行き壁に穴を開けて腕を突っ込んだり、時に作業服がグラスウールだらけで、「屋根裏に入ったから」と言って、真っ白になって帰って来ることもありました。ガソリンスタンドは吹き付け石綿使用が多く、鉄筋コンクリート造の小さい小屋はアスベストでした。危険を知らずめくれた綿を落として、埃をたてて遊んだ事あります。子どももおりアスベストに関係していると将来が恐ろしくなります。検査のできる病院、検査料金、上記なら検査は必要か不要か、個人商売(自営業)でもアスベストと判断された場合、被害者として認定はある可能性はあるか難しいか知りたいです。

A: 石綿関連疾患は、平均して 40 年後に発症する疾患です。10 年は発病はまずゼロですし、吸入後 20 年間は異常がでる事が少ないのが実情です。健診をされるにしても 40 才以降で十分です。吹き付け石綿で遊んだ時期のある相談者の場合も同様です。レントゲン写真による発ガンもあるので、40 才以前の健診はお避け頂いた方が良いと思います。その時期に必要でしたら、ご相談ください。石綿の曝露がありえるので、労災保険の事業主(一人親方)の特別加入制度のご利用を勧めます。

 厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編、石綿ばく露歴把握のための手引－石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって－;2006:1-153
http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18_tebiki.html



319

Q: 私は内装関係の間屋の社員で 3 年間壁クロスや、床材を現場に配達をしております。私は職業柄現場に出向き現場内に滞在しております(時間は長くて 3 時間くらい)、次に廃材を自社の倉庫に集めごみの収集所まで月に 1 回～2 回運びます。その時、床材、P タイルなど含んでいます。次に職人の手伝いで P タイルはがしを手伝った事が何回かあります。

その為現場では粉じんらしき物がたくさん浮遊しており怖いのです。アスベストの被害とは期間で発生するのでしょうか？ 吸う期間ではなく1度でもその場所にいると吸引してしまいもうガンになってしまうのでしょうか？

A: この間の報道により、ご心配になられた事と思います。まず現在発症されている方が、多くは40年ほど前に数年間連日石綿を吸入された方が、石綿工場の近くに数十年住んでいた方です。石綿工場や造船所のひどい環境でも、全員ではなく発症される方は吸入された方の10%等です。相談では短い日は1時間単位のように3年の勤務ですから、今後注意をしていけば、発症しない場合が圧倒的に多いと思います。アスベストの被害は、40年程度の後に発症する場合があります。吸入後20年程度は検査をしても正常ですから、現在検査を受けても全く異常はでないと思います。それでもご心配な場合は、アスベストに詳しい病院を受診して頂ければ現在の状態と今後の注意について、お話させていただきます。石綿を今後吸わないでいかに過ごすのか、では石綿障害予防規則等の対策が重要です。(2006年度の回答です)


 石綿障害予防規則が施行されました。 <http://www.asbestos-center.jp/archive/yoboukisosoku2005/index.html>



320

Q: 知人がアスベストを取った後、安全な石綿代替品を入れる仕事を始めました。大丈夫と本人は言いますが、何回かアスベストを見たようです。アスベスト被害にあわれた方で駆除した後の作業過程で被害にあわれた方はいるのでしょうか？アスベストを直接除去する仕事以外でも害を受けた方はいるのでしょうか？ 建築業ではありません。仕事内容を聞くとアスベストの入ってる建物を他の業種の方がアスベストを除去した後に、新しい石綿(?)を入れる作業をしているようです。会社は知人の紹介で入ったので大きい会社ではありません。人数は数十人でしてるようです。年配の方もいるようです。作業はほぼ毎日行っています。ビルの大きさはまちまちですが 学校など大きな建物を行っているようです。

A: 「石綿(?)」の商品名や会社名を、聞いていただけないでしょうか？ 石綿では、恐らくない断熱材かと思います。健康が御心配でしうから、まずご確認ください。その上でアドバイスさせていただきます。

 図解 あなたのまわりのアスベスト危険度診断 中皮腫・じん肺・アスベストセンター編 p1-P95、朝日新聞、200 実践! 建設業のためのアスベスト対策?被害者にも加害者にもならないために?、中皮腫・じん肺・アスベストセンター編,p1-115、建通新聞社、2007.1



321

Q: 環境調査会社に勤めているものです。排ガス測定の現場において煙突の測定口でガスの採取を行っていますが測定口周囲に保温材があり、それをむしり取って作業をしています。数年間やり年2、3回程作業します。将来、中皮腫や肺ガンになる恐れはないでしょうか。また、今後作業する上で防塵マスクはどの程度の仕様を使えばよいでしょうか。

A: 煙突の周囲の保温材ですから、石綿含有が多いと思います。一度分析を勧めます。年2〜3回、1回10分単位かと思います。短期間の吸入ですから、中皮腫や肺ガンのリスクの増加はほぼゼロに近いと思いますがわずかの増加はあるでしょう。国家検定のついた顔面のフィットテストができる、防塵マスク(簡易マスクは防塵性能が少ない)をお薦めします。



322

Q: 20年以上前にアスベストを使用した壁材の切断作業に、この壁材メーカーの工場で約3ヶ月の間ですが従事しました。(社外業者として)当時は、有害なものとの多少の知識はありましたが、ここまで危険なものとは知りませんでした。この壁材メーカーホームページには、「当時から最近まで壁材にアスベストを使用していた」と、はっきり記載してあります。作業着が毎日白くなるほどの作業でした。マスクの着用は全くありませんでした。(社員の人は、時々、マスクを着用されていました)短期間の関与であっても、中皮腫などの悪影響の危険性はあるのでしょうか？

A: 3ヶ月ですが、石綿の職業性吸入はあったと思います。石綿関連疾患のリスクは、少し上昇したと思います。50代ですから、年1回胸部レントゲン写真をとる一般の人よりも年に2回程度の健診が望まれます。



323

Q: 20代の頃研究所職員として勤務し、日常的にアスベスト・石綿スレート板を使っていました。ある時は、実験室の天井にレールを取り付けるための工事が成され、2日間部屋

の中は真っ白、夏で暑いのにクーラーはアスベストの粉を吸って止まってしまったので、作業員(外部業者)の方は暑くてマスクもできず、顔も体も真っ白になって作業していました。私は作業中はほとんど部屋に入りませんが、作業員の方への説明のための入室があったり、作業完了後に真っ白になった部屋の掃除をしたりし、かなり吸入したと思います。その後研究所は辞め、今は別の所で働いています。今後の発症の危険について心配です。早く発見するため等に気をつけることや、発症してしまった場合に労災等保障の対象になりうるのかについてなど知りたいです。


A: アスベスト建材をご使用になった1回の時間、石綿スレート板を使用するだけか、一定の切断等を行うのか(その際の工具)、週及び月あたりの回数、使用年度(年～年)を、お知らせ下さい。吸入の多かったのは、以下の2日のみでしょうか? 短時間なのか、累積するとかかなりの時間なのかで、大分リスクは異なります。作業について詳しくお教えいただき、リスクについて計算してみましょう。



324

Q: ガラス工場で働いています。製品を扱う時や製品と直接接触する設備でアスベスト(布状や板状の物)を使用しています。又使用中に磨耗したアスベストの交換や作成板状のアスベストをグラインダーで面取りしかかなりの粉じんがでます。現場には大した集塵設備も無く使い捨てのマスクを着けるぐらいで、アスベストに対する説明も特に無く無防備状態だったと思います。数年前に代替品に切り替える様に指示が出た為現在殆ど代替品に切り替わりましたが、少ない部分でいまだ使用しているのも事実です。現在マスクは本人の意思で着用しています。

A: 安全衛生委員会や産業医の先生がいる規模です。委員会の課題として取り上げてみるのは、難しいでしょうか? この間多くの会社の安全衛生委員会で取り組みが始まっています。マスクや作業着の着用、局所排気装置等は、石綿則では義務事項です。健康被害がでる可能性がありそうです。退職者で、じん肺、肺ガン、中皮腫の方も心配です。(2006年度の回答です)

 厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編、石綿ばく露歴把握のための手引—石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって—;2006:1-153
http://www.juish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18_tebiki.html



325

Q: 住宅の屋根材にアスベストを含む屋根材が使用されています。30年以上も前からほとんどのハウスメーカーが安価なことを理由に使用しておりほとんどが老朽化し改修時期を迎えています。スレート屋根の劣化は1年間に0.1mm摩耗し、0.5mm以上摩耗するとアスベストが飛散するといわれています。ということは既に日本全国の大気中にアスベストが飛散していることとなります。この件を製造元に問い合わせたところ、「固形のため劣化してもアスベストの飛散はないので大丈夫だ」「環境濃度も国の基準以内で問題ない」という返事でした。ところが、その環境濃度は東京都環境局のHPから引用したもので平成12年までの測定結果をもって大丈夫と言っています。現在の環境濃度は測定していないし今後もいつやるか決めていないという返事でした。貴センターから製造元と東京都に調査と公表を促して頂きたいと切望しています。最近の調査結果を公表できない裏には、濃度が基準値を超えており公表すると日本中がパニックになる恐れがあるからか、などとうがった見方さえしてしまいます。危険な状態であるならなおのこと国内からスレート屋根を一掃しなければいけないと思うのです。

A: 貴重な御意見頂き、ありがとうございます。屋根材の問題は、今後大きな課題です。先日は屋根関連のNPOで講演を致しました。今後濃度測定や、対策について考えていかなければならぬと思っております。色々ご協力できれば幸いです。



326

Q: 昭和40年代操業開始で55年ごろくらいまで、800度のアルミの溶湯を流す桶の耐熱補修材として袋に入った青いアスベストの塊をくずして接着剤とまぜ桶の耐熱材の欠落箇所に補修用に手作業で行ってました。アスベストの塊を手でくずさないで接着剤と混ざらないので其の工程ですったと思います。防護マスクは其のころはなかった。テレビで見た粉じん様のアスベストではなく原石を崩したもので長い針状のものもありました。耐熱材が破損しないと直す必要がないので一日何時間触れていたものではないのですが平均すれば一日1時間位でしょうかはっきり判りません。

A: 青石綿(クロシドライト)を10年間、毎日1時間作業されていたという事のように。今後の悪性中皮腫等の発症の危険は、一般人と比べて数倍以上は上昇していると思います。年2~3回の胸部レントゲン写真、年1回の胸部CT写真をお勧めします。

327

Q: Bブレーキの工場で3年間働いていたのですが、原料は『石綿』と言っていました。マスクは作業時にしていたのですが、40年ほど経ってからの発症では…。今後不安です。マスクをしていても、危険性は高かったですか？どうでしょうか？働いていたのは20年以上前です。普通の総合病院では詳しい診察は無理でしょうか？また、その際何科で診ていただいたらよいですか？

A: 呼吸器科の先生のすべてが、石綿関連疾患に詳しい訳ではないのです。詳しい先生も時々いますので、ご心配ならとりあえず、呼吸器内科が分れている規模の総合病院で、胸部レントゲン写真と胸部CT写真を一度撮影されては、どうでしょうか。

328

Q: 夫の事で相談致します。35歳頃から店舗改装で天井裏に入りグレー色のアスベストを取り除く作業に従事しておりました。ガーゼマスクはしていたもののアスベストを吸っていたと思います。アスベストを吸った量、種類に関係なく100%発病するのでしょうか？潜伏期間が長く治療方法がないと言われているだけに連日の報道で不安な日々を過ごしております。年に1回のレントゲン検査だけでいいのでしょうか？高さ約60cm広さ70坪から300坪の天井裏で取り除いたアスベストが舞っている中での作業時間は約2時間半平均月1回程度従事していました。

A: 内装で月1回の天井内作業ですか。確かに吸入されているでしょう。60才前後ですから、年2~3回の胸部レントゲン写真で良いでしょう。とにかく一度はCT写真です。石綿に詳しい医療機関は、A市のB病院呼吸器内科等です。

329

Q: 理科の教員が小腸のガンでなくなりました。年齢は確か30代大学時代から専攻は化学です。小腸のガンはまれでアスベスト(?)などの外的要因が疑われるというのをwebで見つけました。心当たりとして理科室などでは粉々になった石綿(理科の実験でガスバーナ

一などで使用するもの)がたくさんありまた、現在は材質が変更されているのかもしれませんが、5, 6年前の製品は、ざらにあり、中には10年物の製品も存在します。このような事がもし影響をあたえていたとしたら、教員のみならず、生徒への影響も不安です。

A: 石綿付き金網は、思いっきりこすり続けると飛散すると思いますが、通常の状態では心配ないと思います。綿状の石綿を実験等で多用された場合は、問題の濃度になる場合があります。ご心配の場合、使用されている石綿の状態と頻度を、もう少し詳しくご説明下さい。小腸ガンも稀ですが、悪性腹膜中皮腫も稀な疾患です。御家族にお聞きになれるのなら、死亡診断書や病理報告書でちゃんと病名をご確認頂くか、御家族に当方への相談をお勧め下さい。



F)-3 労災補償等

330

Q: 造船所の重量物運搬工で肺ガンと言われました。私は直接石綿に触れる仕事ではないですし、喫煙もしているので、医師からは喫煙による肺ガンと言われました。一方で、石綿は眼に見えず、知らずに吸い込むので、あなたも石綿肺ガンではないかという同僚もいます。どう考えたら、よいのでしょうか？

A: 重量物運搬工は、ボイラー室やエンジン室への機械の搬入や搬出を行い、その際に石綿曝露を知らずに受けている職種です。滞在時間も長いので石綿の高濃度作業といえると思います。喫煙と石綿は相乗作用で肺ガンの原因となりますので、貴方の肺ガンには石綿と喫煙の双方の影響がある疑いが高いと思います。石綿曝露に詳しい医師の診断を受けて、労災補償の対象かと思えます。

 厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編、石綿ばく露歴把握のための手引—石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって—;2006:1-153
http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18_tebiki.html



331

Q: 母が、従業員 10 名ほどの石綿パッキング工場で、30 年働いて最近中皮腫で亡くなりました。真面目に仕事をして何故なのでしょう。今後の手続き等について教えてください。

A: 石綿製造業での作業のある中皮腫の方ですから、労災補償の対象です。主治医の先生から頂いた診断書や死亡診断書と、社会保険の加入履歴を持参されてご相談ください。詳しくご説明致します。



332

Q: じん肺に関してですが、築炉工です。40 年間勤務し現在 5X 才です。じん肺管理 4 の請求を監督署にしたのですが、フィルム再検とされました。どうすれば良いのでしょうか

か？

A: 以前提出されたレントゲン写真では、十分判断しにくかったのかと思います。再度提出された写真で審査が行われると思います。何かお困りなら再度ご連絡ください。



333

Q: 40年前、冬になると出稼ぎの左官業をしまして、毎年4ヶ月の仕事を10年以上行いました。最近B病院でレントゲンの精密検査を受け、アスベスト関連疾患だと言われました。今後どういう手続きをすれば、良いのでしょうか？

A: アスベスト関連の病気の種類(石綿肺か、石綿肺の程度はその程度か？ 胸膜肥厚斑か？)に応じて、手続きを異なります。お近くのアスベスト疾患の詳しい病院を紹介します。



334

Q: 石綿水道管製造の工場で働いていた事があります。中皮腫や肺ガンや石綿肺の多い工場です。私も、中皮腫と診断を受けました。労災の手続きをしようと思いますが、皆さんこうした被害がでているのはご存知ですか？

A: お話は時々伺います。労災の手続きをお取りください。色々大変な作業の様子をお話頂き、ありがとうございました。



335

Q: 入院した友人が肺ガンと診断されました。配管工として中学卒業からずっと同じ会社で働いていました。工場の配管作業が多く、吹き付けアスベストが多用された時代に曝露したのではないかと思います。喫煙は2箱と多いです。手術はせず抗ガン剤で治療しています。医師からはとくにアスベストによるものとの指摘はありませんが、もしかしたらと思い、資料が

あればお願いします。

A: アスベストによる肺ガンが疑われ、労災対象の可能性が高いと思いますので、関連の資料を送付します。アスベストと喫煙はかけ算で肺ガンをおこしやすいと言われていま



336

Q: 数年前に父が肺ガンで死亡しました。胸水はありました。30～40年間位、スレート加工を専門に扱っていたので、アスベストによる肺ガンなのか知りたいと思います。

A: その可能性は、高いように思います。石綿疾患の労災申請に詳しいNPOをご紹介します。



337

Q: 船舶の機関員で中皮腫になりました。労災保険とは手続きが異なると聞いていますが、教えてください。


A: 一般的に船員の業務上疾病は船員保険法で職務上疾病として取り扱われます。船員保険を所管するのは社会保険庁ですので、都道府県社会保険事務局から必要書類を取り寄せて、必要な証明書類、資料をつけて、最終石綿ばく露作業に従事した船舶の船会社を管轄する都道府県社会保険事務局に提出します。給付内容や実務手続きは基本的に労災保険と同じと考えてよく、審査における認定基準は労災保険に準拠しています。



338

Q: 私は、戦前に石綿製造会社に徴用された徴用工で、中皮腫となりました。手続きについて教えてください。

A: 戦時中に国家により徴用され勤務した職場において石綿粉じんを吸った結果として中皮腫を発病されたとのことですが、当時の身分は軍属となりますので、戦傷病者特別援護法により障害給付の対象になります。勤務先が石綿製造会社であることの証明が必要になりますが、まずはご自身がどのような作業をされたか思い出していただく事から始めてください。当時のお仲間がおいでになる場合は、ご協力を依頼してください。申請先は、現住所の自治体になります。また、万一認定されない場合も考慮して、環境保全再生機構へ救済給付の申請をされても構いません。


 石綿による疾病により死亡した準軍属等であった者の遺族等に対する戦傷病者戦没者遺族等援護法等による対応について(平成17年11月21日付、社援企発第1121001号、社援援発第1121001号)
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/11/h1121-1.html>



339

Q: 私は戦後の石綿(アスベスト)曝露職歴がない者で、戦前の学徒動員中の工場で石綿製品を扱い、中皮腫になったと思います。余命は少ないのですが、私を救ってくれる手続きがあれば、教えて下さい。

A: 学徒動員中の作業による石綿粉じんのばく露が明らかで、かつ中皮腫を発症されているのであれば、準軍属に対する戦傷病者特別援護法により障害給付の対象になります。不幸にして亡くなられた場合でも、そのご遺族に対して、戦傷病者戦没者遺族等援護法により遺族給付が支給されます。お申し込み先はお住まいの自治体です。その後、都道府県を経て厚生労働省に書類が回り判定がなされます。当時の作業をきちんと思い出すこと、どこへ動員されたか明確にする事が認定に欠かせません。

 石綿による疾病により死亡した準軍属等であった者の遺族等に対する戦傷病者戦没者遺族等援護法等による対応について(平成17年11月21日付、社援企発第1121001号、社援援発第1121001号)
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/11/h1121-1.html>



340

Q: 建築業で30年働いた者ですが、肺ガンで手術しました。手術後に医師から喫煙もあるし石綿関連かわからないですといわれました。どう考えれば良いのでしょうか？

A: 医師は、CT写真や手術時に胸膜肥厚斑が確認できず、肺のプレバラートで石綿小体が見えなかったことをさして、関連なのかわからないと言っているように思います。問題は建

建築のどういう職種で何年間どういう石綿建材作業に従事されてきたのかを確認することだと思います。この点は私たち石綿 NPO が建築作業に詳しい方に相談することが良いと思います。仮に喫煙があっても、石綿建材作業が 10 年前後以上ある方であれば石綿関連肺ガンの疑いはあると思います。胸膜肥厚斑や石綿小体の所見が少なそうなので、労災の手続きには十分な準備が必要ですから、まず石綿 NPO に相談した上での申請がうまくいくと思います。



341

Q: 自治体の営繕関係者ですが、医師に石綿肺といわれました。どういうことでしょうか？

A: 自治体の営繕関係者や建築関係者は、吹き付け石綿の建物の保守・管理や、建物建築や増改築等の立会いもあり、高濃度の石綿曝露が過去にあった職種です。石綿肺、肺ガン、中皮腫等のあらゆる石綿関連疾患が生じる可能性がありますので、退職後の健診を十分うける体勢が必要ですし、今後地方公務員の業務上申請も増加すると思われます。



342

Q: 父が教員で、中皮腫で死亡しました。学校との関連等の調査の方法と、今後の申請等について教えて下さい。

A: 教員の中皮腫の報告は諸外国では多いのですが、日本ではようやく始まった所です。学校には、吹き付け石綿が建物に使用されたための曝露もありますし、1955 年から 1980 年代の生徒や教員がいる中での増改築での石綿(アスベスト)建材からの曝露、給食室、理科室、陶芸部等の石綿製品からの曝露、調査や研究の際の曝露等があると思います。調査は現状ではかなり複雑なので、私たちの様な石綿 NPO に相談しながらの調査がまず必要と思います。調査後の申請先は、国家公務員か、地方公務員か、私立学校教員の労災申請かで異なります。簡単ではないので相談しながらの申請をお勧めします。

名取雄司、石川雄一、石渡仁深、他 教員の悪性中皮腫-3 例の検討-産衛誌 VOL80(CD-ROM)、p1313、2007



343

Q: 小学校の教員で、中皮腫になりました。仕事によるものではないかと思っていますが、今後何をしよう手続きをすれば良いのか？教えてください。

A: 環境再生保全機構又は保健所に、救済給付の申請をしてください。さらに職歴で、石綿を吸入するような作業をした事はないでしょうか。また、ご家族で石綿作業をされたかたがいて、作業着などを持ち帰っていたという事はないでしょうか。そうでないとすると、中皮腫は石綿によるほかは発生しないので、教員のお仕事で石綿を吸った可能性が高いです。学校は石綿吹き付けや石綿建材があったので、歴任された学校の建物に石綿が使われていて、掃除をしたり工事現場に立ち会ったりして、石綿を吸った可能性があります。学校建物の図面などで、なるべく石綿を特定する必要があります。労災認定基準では、石綿ばくろ作業として『石綿作業の周辺等において、間接的なばくろを受ける作業』も認定の対象です。しかし認定されにくいので経験の豊富なNPOとともに慎重に検討して労災申請の準備をしてください。十分書類を整えてから、学校が民間なら労働基準監督署に労災申請し、公立なら公務災害申請をします。



344

Q: 夫が中皮腫で死亡しました。教員であり当時中皮腫と言われても、関係のない事を考えておりました。最近建物の中皮腫の事も報道され、夫も石綿吸入と関係するものと考えています。今後どう調査したら良いのでしょうか？

A: 職歴、家族歴、居住歴を順番に調査し、石綿曝露に関して、調査してきます。数日以上上の聞き取りや現地調査となります。なお、医療機関から診療録やレントゲン写真や、病理標本をお借りして、石綿関連所見や石綿小体や繊維の検査等、可能な検査をしていきましょう。



345

Q: 石綿曝露のある工場附属病院で勤務していた医療関係者です。作業服をきた工員の診療にあたってきました。先日息切れで病院を受診し、胸膜中皮腫と診断されました。

労災補償の対象となるのでしょうか？

A: 石綿曝露歴が仕事上であるのですから、労災補償の対象となります。

346


Q: エレベーター業で、吹き付け石綿のある中で、30年以上修理維持に従事してきました。先日息切れで病院を受診した所、中皮腫との診断を受けました。労災補償の対象になるのでしょうか？

A: 職業性石綿曝露が数ヶ月以上ある中皮腫は、当然労災補償の対象です。手続きについて、詳しくお教え致します。

347

Q: A自動車会社の社員として自動車整備工を20数年勤め、50代で中皮腫になりました。自動車整備工と中皮腫の関係、手続き等を教えてください。

A: 自動車整備工は、石綿製品であったクラッチやブレーキの修理・交換および、一部の車種のボンネット裏やその他の石綿製品の修理等から、一定の石綿の職業性曝露がある職業で、石綿則の対象職種です。中皮腫は労災としての前例が多いので認定されます。肺ガンでも一定の曝露期間があれば労災として認定されると思います。

 厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編、石綿ばく露歴把握のための手引—石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって—;2006:1-153
http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18_tebiki.html

348

Q: 私は現在40代の工員です。20代の数年間自動車整備士をしており、アスベストはブレーキ関係で使われ点検及び修理の際にブレーキに付着したアスベスト粉をエアガンで吹き払って整備していました。アスベストの粉じんが有害とはその時も聞いていましたが、ど

の程度かが当時は知識が乏しく吸引しながら作業していました。発症の不安をかかえ、予防方法があるでしょうか？診療をうける病院は限定されるでしょうか？発症した際自動車整備の影響は労災として認められるのでしょうか？

A: 自動車整備工は、一定の石綿の職業性曝露がある職業で石綿則の対象職種です。曝露開始から20年たち現在40歳のことで、石綿則健診を年2回受ける時期に入っていると思いますが、現在の勤務先が石綿作業でなければ、石綿健康管理手帳を取得し手帳で健診を開始することをお勧めします。健診機関は現在各都道府県にかなり増えてきています。予防方法は色々な方法が試みられていますが、現在効果が立証されるには至っておりません。御自分で判断する時期かと思います。発症時の補償は、中皮腫等であれば労災としての前例も多いので、認定されます。



349

Q: 「労災申請に向けての手順」をどうしたらいいか質問です。腹膜中皮腫により開腹手術、再発により開腹手術、再発の可能性有今後必要に応じて開腹手術。曝露の可能性は父親が大工で夏休み冬休み中心に父親の仕事の手伝いのバイトを行う。

A: 紹介状・病理検査結果報告書・胸部CT等を持参の上、アスベストに詳しい病院を受診して頂くのがよいですね。会社にだすような簡単な御自分の履歴、生地、小学校以降の学校名、職業歴等をおつくり頂ければ、なおのことありがたいでしょう。



350

Q: 胸膜中皮腫を発症し他界しました。在職中は役所の水道課に勤務し、昔は水道管に石綿が使われていたそうで、それが原因になったとも考えられます。このような父のケースも保障等の対象になりうるのか、ご教授願います。

A: もちろん、業務上疾患の対象になります。自治体の認定は難しいので、十分な事前準備が必要です。一度お電話で相談して頂けると幸いです。

351

Q: 父は船大工としてアスベスト関連の仕事にも従事していた過去がありました。先日咳が止まらないため入院したところ、Ⅲ期の肺ガンと診断を受けました。担当医の話では、アスベストとの関連性については判断できないとのことでした。過去の職歴から考えるとゼロではないと思います。そのため、アスベストと労災認定の現状につきまして教えて下さい。

A: 船大工の方の肺ガンは、労災保険で認定されています。A市のB病院は、日本でも石綿にお詳しいC先生の病院です。主治医とC先生には是非ご相談ください。お困りの際は、いつでもご相談下さい。

 厚生労働省石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会編、石綿ばく露歴把握のための手引－石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって－；2006；1-153
<http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18.tebiki.html>

352

Q: 私は今父の死に対して動き出そうとしています。父は肺ガンで他界しました。病院の医師はアスベストが原因とは言いませんが、「アスベストと関連があるお仕事ですか?」と聞きました。私は知識がなかったため、「ないです」という父の言葉をそのまま先生に伝えました。20年以上前に屋根用スレートの営業で現場に行ったりして関係はあるのではないかと可能性を強く抱いています。労災は父が最後によくしてもらった職場がらみもあり申請できないかもしれませんが、先日ニュースで一般の労災以外の人でも救済が出る事が決定した記事を見ていてもたってもいられません。お金がどうという問題ではないのです。看病している時に父が、ぼつりといった「俺はどうして、こんなことになったんだろう・・・俺の人生の筋書になかったんだけど」とベットの上でうっすら涙を浮かべていたことが忘れられないのです。その理由を解明し父に報告してあげたいです。限りなくグレーじゃないかと思うのです。解明し補償を受け、母に父からの贈り物として与えられる日が来るのかと、物的証拠がなく父もなくなってしまった今、私たちに明日はあるでしょうか?

A: 労災以外の補償としては、環境省による特別遺族給付金があります。この場合はアスベストにより引き起こされた肺ガンである事を証明しなければなりません。具体的には、レントゲンやCT写真に胸膜ブランクが写っていることや肺内に一定量のアスベストが発見されることが条件になっています。ですから、病院に写真や手術による標本が残っているか確認してください。ただし、お話から察しますと、本来は労災申請するほうがよろしい気がします。建築